

古史通

		和書門	
	一	五	三〇
	一	七	三〇
四	三	五	〇
冊	架	函	號

204

庫文閣内		和書	
一	一	五	三〇
四	一	九	三〇
函	冊	架	號

内閣文庫	
番號	和 15230
冊數	4 (1)
函號	141 204

雜史 三二

141-204



新井筑後守從五位下源朝臣君美撰

古史通 全四卷

東京書林 一貫堂鱸氏上櫻



古史通序

今ハヤリ一 あハ井の大丈い 多クナリ東乃

大軍天ノ 汲らる 寸先らきれ 幸の所門也

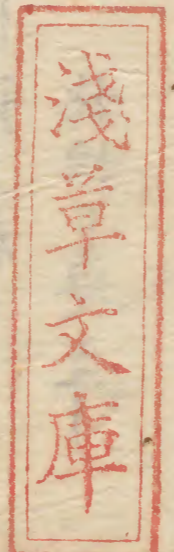
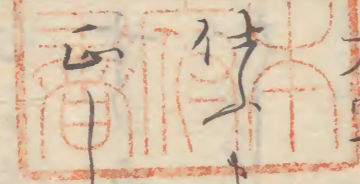
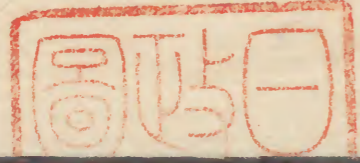
侍ノ 所政事の大さ少記ハ 一ハヤリ

新なる 所の 始り 振起 一ハヤリ

きく 世の さま 所 一ハヤリ

海八重機 千は 織多 八緒 乃 珍と 調

あし なる 事 一ハヤリ



國史を置き言事を記して四方此志を達しよまひハ我國り
 今字の行はるる所始と見えたり第三十四代推古天皇二十八
 年の春上宮太子ヲ稱我馬子宿祢とやれハ勅を奉るれに由りて
 古記を脩め先代舊事本紀を撰ばず其代古記といひれハ
 履中天皇始て國史を置き言事をとるるめられしより後
 彼先世よりいつきかうつきしものを今字を用ひてあるしや
 然し所なるべしとされとされ今字を用ひしハ俗に仮字
 とつよりのを用ふる如くハ漢字の聲音を仮して我俗の語
 言を記しとせるあり歟日本紀ハ上宮記の仮名ハとてハ舊事本
 紀の前ハあり仮名の本ハ此書の前ハありとつよしと見えハ

すふもち是なり上宮太子舊事本紀を撰むれし時に至てとてハ
 漢土の人ハ梵語を叙してあるに漢字を用ひる如くハその
 字義を取て其字音ふしとされハ其文字をよむるハ此字音
 によしとて我國の語言ハとるるに於て倭訓といふるも
 出来れりと見えたりとされハ我國の音詞のことハ其聲調句律
 相通せざる所あるをせとハ梵土の陀羅尼の漢語を以て訳とハ
 ありしやハ漢音を仮て其梵音をうつし置らんとくにされ
 その字音を仮用ひてその字義をとれハ上宮太子稱し
 聖なりと申せとて聖人ハやより盡く知り盡く能し所をさる
 所阿まハ其字を用ひしやハ不盡く其義ハ相合ふべきあり



此を其後第四十三代元明天皇和銅五年の春太朝臣安广名
 勅を奉りて撰録せし古事記ハ舊事紀ニ用ひられし所の
 文を改め志ふせしむとの多くして其序ハ毛敷^キ文^ヲ構^フ句^ヲ於^テ
 字^ニ即^テ難^シ已^レ因^レ訓^ニ述^ル者^ハ詞不逮^ハ心^ニ全^ク以^テ音連^ル者^ハ事^ノ趣更^ニ長^シ
 也^ハ志^スし^ムり^ハ志^スる^ハ仮用ゆる所の字によりてこの正実なれがひ
 てこの虚偽を加へむことを恐る^ル故と云えり^ハを以て凡
 上古古事を記せしむるを^ハ其記せし所の文字^ヲ
 拘^ルる^ハ其義を語言の間^ニ求む^ルし^ハ申を^ハ敢^テ
 正実^ニと^シて虚偽を加ふる^ハ第四十代天武天皇の御時^ニ諸家^ハ
 傳^ル所^ノ帝記本辭^ニて^ハ正実^ニ違^ヒて^ハ多^クハ虚偽を加ふる^ハ事^ヲを憂^ヘ
 恐^ルし^ハこと^ヲを^ハ古事記の序^ヲ詳^ニなる^ハ事^ヲを^ハ推^シ考^スに^ハ舊事本紀^ニ仮用ひ^ラれ^し所の字^ニより^テ異端^ノ荒謬^ノ説

を招致されし^ハ多^クし^ハと^ハ忍^ズえ^ル事^ヲたり^ハた^トへ^ル伊^弉諾^尊と^ハ云^ハる^ハを^ハま^シ
 し^ハより^テ梵語^ノ乃^ハ伊^弉那^天これ^ハなり^トい^ハひ^ハ破^ノ敷^ノ靈^ノ鳴^トし^ハる^ハを^ハま^シ
 し^ハより^テ梵語^ノの^ハ唵^呼盧^ノの^ハ義^ニ也^ナり^トい^ハひ^ハ大^ノ靈^ノ貴^トし^ハる^ハを^ハま^シ
 き^ハし^ハより^テ日^ノ天子^大日^如來^ガの^ハ説^ニあり^ハ海^ノ神^トし^ハる^ハを^ハま^シ
 より^テ龍^ノ神^龍女^ノの^ハ説^ニあり^ハす^ハへ^ル也^ナり^ハま^シ
 ら^ノの^ハた^クひ^盡く^ハし^ハる^ハを^ハま^シに^ハいと^ハま^アら^ハび

古事記序^ニ全^ク以^テ音連^ル者^ハ事^ノ趣更^ニ長^シと^ハ忍^ズえ^ル一^ハ凡^ク今^ノ字^ヲを^ハ仮
 用^ユゆる^ル俗^ニの^ハ所^ノの^ハ真^ノ名^ノ仮^ノ名^ヲ用^ユる^ハ法^メ如^クなる^ハ時^ハ
 其^ノ字^ノの^ハ多^クなり^テ其^ノ句^ハも^ハ長^クな^レる^ハを^ハふ^クら^ウも^ハふ^クに^ハ
 其^ノ字^ノの^ハ多^クして^ハその^ノ句^ノの^ハ長^キを^ハ母^ノの^ハ專^ラる^ハ仮^ノ名^ヲ用^ユる^ハ
 法^ハよし^ハぬ^ハひ^ハか^レる^ハ也^ナり^ハ我國^ノの^ハ方^ノ言^ニ日^ヲを^ハ呼^ブ
 比^トふ^ハなり^ハ仮^ノ名^ヲ用^ユる^ハ法^ハより^テ今^ノ字^ニ音^ヲを^ハか^リて^ハ比^ノ
 字^ヲ用^ヒん^ハハ^ハ我國^ノの^ハ方^ノ言^ニ比^トふ^ハの^ハ猶^多し^ハいつ^ノし^ハの



このを^{サニイフ}作言といふる其疑なきにあらず今字を借用ひて讀ん比といふるのハ日水槌抜刀斡

靈ホその語^ルおなし其餘字音によりていふ所録非ホの語ある也それハ其字義よりて借用ひさるるをも得難しさうれと云我國はしてハ日をさうて比といふ日の字

み比の音あるハ何れにさうその字ハ我國にして比といふの即是也こきによりて其字を用ひ讀て比といふゆゑ又これを仮るとハ

申はるるさうさうとし其仮用ゆるふ或ハ舛誤あり或ハ疑似あるふ至りてハつひハ本実ハ違ふ所あれば凡我國上古の事を記せしものをさうるハ其義を語言の間ハ求めて其字ハ拘るへうすと

此申はるる此とハ我國上古の俗ハ海を呼て阿麻といふ天を呼て阿毎といふ見らるのこれ海上の地をさんとしつるを解せんて上天をさんとも虚空をさしうよともいふときあれハ仮用ゆるふの字其疑似ハ涉さるる故あり其字ハ

拘るることれくして上古の俗多^カ阿^ア麻^マ能^ノ播^ハ羅^ラといひし語言よりて其義を求る時は多珂間の海上なることおのつう明らなる如し

凡經史おのく其體を異^ル史ハ實ハ據て事を記して世の鑑戒を示さるものなり我國の史ハ舊事本紀を以て始とす日本本紀ハ又舊事本紀を據りて撰録せられしとすといふなり

いふなりといひ其體製異朝史漢のまふ同じか^ス否^ハ有^ト言^トとい其史たることハあき^カ明^カ然るに後の日本本紀を講解するこの上古の事は至てハ詭辯^キ競^キ逐^キ一^クハ^ハ異^ク端^ク出^ル其言の得ざる及ひてハ神道不測以て論をべう^クと^クい^フと^クい^フ太古

朴^ハ陋^クの俗いづれの國よりなるへた異朝の書にいふ所の盤古氏大荒の世に生きて其頭四岳となり其眼日月とかりしと



つふふのふとれ女媧氏石を鍊りて天を補ひ鼈を斷て四極
 をたてしやふふとのふとれは是我國にして太古の時の
 事をつひつゝ語りつくみ相同じ鴻荒の世聖人不取らといひし
 るのハたゞ其説の荒誕なるをめりもあらん其疑ひを闕き給
 ひしご故也楊朱列禦寇がふとれハ世はつふふの異端之徒
 也ふとれも列子此書は楊子のことばをふとれして太古の事
 滅びしや孰うたふとれを誌せんや三皇の存するや如く亡するや
 只とし五帝の事覺るやとく夢するやことし三王之事或ハ
 隠し或ハ顯はる億は一川を識らん商夏の事或ハ聞き或ハ
 見る萬が一川をふとれん目前の事或ハ知し或ハ察す

千一を識らんといへり我國上古の事又これふおれとされむ
 舊事紀に忍えしふも有るやなれや如くなるや多し多し
 僅り覚めぬる人の事此見し夢を説くふ似多る事と毛舌の
 人の言嗣し所の隠しを尋ねし其異同何るやに記し
 置きしハ多し疑を傳へられしとてふるや日本紀にも万
 ありよふとれ終る諸説を雜記し其用捨り至りてハ後世
 の君子を俟きしとハ申す也然るを後め其説を説くは
 人々目前の事を論するぶとくに盡くせんといふふれを
 至りてやむと心得るやさきなり

我國の文おのふとれ其體製あり其文をいれ句を構ふるに

此事をいひ出れへきまめよあつ彼事をいふありの詞を發し詔
 も又ハ枕詞といふと召名なり太朴ヲトク纏ヲカケをかけたといふへきためよカケ弱肩ヨクカといひ荒振神といふへきためりまづ道速振ミチノハヤシといふことなりこきちり
 其名ふりり其言を假託カクしといふあり昔とんハ其名を奇
 津間ツマ搦ヲりとりなしハく髻ヲ挿ハひといひ其名を八岐大蛇ヤチノオホノビといふより
 て身ハひとつとして八頭八尾ありといふのを多し殊り多し
 六ムさサらラ類其文の過て質を滅メる故小其伎を認トて真と
 をべきあり又かの奇異荒怪のりふ至ては太古朴陋之俗
 いひつき語をつきし所なる歟又ハ太朴やうをく散せし代
 至て其事を神りすべきまめふ言を造ツてしふなる歟此ホ
 の類ハいつきの國もこれなきふあり異朝の書天地初立
 て天皇氏あり十三頭次ハ地皇氏あり十一頭次ハ人皇氏あり

九頭と召名しを古を一人の身にハて或ハ十三頭或ハ十一頭
 或ハ九頭ありしなりといひし説あるをこれきるにやうは太古
 の俗朴質にして人を數カる事鳥獸のことくに其頭を以て
 數カるハ十三頭といふハ天皇氏十三世なり十一頭といふは
 地皇氏十一世なり九頭といふハ人皇氏兄弟九人なり又女媧氏石
 を鍊りて天を補ひしといふも石を敲きて火をとる昏黒之變
 を通して天の及まざる所を補ツれハなりハ後世に膏を
 焚ツきハ晷ツる繼ツるの始也又義和日を生ハしといふも甲乙丙
 丁戊己庚辛壬癸の十日ヲにおひて始る帝義月を生ハし
 といふも三十日を積ツる一月となリ十二月を積ツて一年と

ちることとてにおひて始まりに終後世曆日の始なり又蚩尤が獸身
 人語銅鐵の額ありしを以てこれ後世金華の事の始なり
 皆これ太古の俗朴質之言に出し所を以て此等の類讀むるの
 辭を以て意を害むることなるへしといひ傳へたり我國上古の
 事共をついで繼語つきし所も又かくの如し其詞を以て意を
 害むるものなり其書をよむことの要旨とを以てきりぬる也

凡天下の言も古言なり今言あり其古今此間におひて又その
 方言ありその方言の中も又おのづから雅言あり俗言ありと
 辨ふべきなり古言とを太古より近古に至るまでおのづから其世の
 人のいひし所の語言なり今言とを今世の人のいひし所の語言也唯今世五

方諸人の語言おのづから同じくあるものありし古の時とて
 又おのづから其世よりて五方の語言おのづからありし事又
 猶今のこゝし古も今も中土東西南北の人も其人もハ雅なる
 あり俗なるあり大やうに人の云ふは多くハ雅言ありつやき
 う云ふハ俗言にありさるハはよくめし其中古言の今も傳へる
 こと論むるにも及はず又今の人のおふ所の古言に出て其解し説を
 待すして其義明うさるも又論するも及はず古言の今も猶のこ
 るて今の人のおふ所ハあるも其語の解さへきあり又解
 せへうするものも少なりハ爾雅の書は釈詁釈言を以て
 事ハ古言今言其異あるを是を解く人を以て知らし

むるを叙詰と申れ也古今の間五方の言の能通する事なきと
 六を解て人をして知らしむるを叙言と申れ也千載の下
 生きたる千載の上を論し一方の内ありて四方の外は通せん
 事難うはとは申まへうは前よまをせし我國上古
 の書を記せし事とるに其義を語言の間は求むべしと
 事そやとかるべきるにありはるは似るされと今言より推て
 古言よ求めんる遠く我國の外は出るもあは天地の大
 なるよとしてこそをらんはこれ又一方は語言なれは其事
 難しとのこも申れへうす然るを況や先達の人古今の言
 を相通して叙を記し所もすくるは彼是よりて其義を

とめば其萬一を得むこやあるべうんとも申れ舊事紀古

事記日本書紀古語拾遺等は古語を叙せし所をくならは倭歌の
 事を叙せしものよよく古語と叙せし物ども多しと見えたり古
 の哥の詞も東西南北の方言ありし事萬葉集を叙せし物ども多しと見えたり

我國上古の事猶誣ユたるもの世の人つひつき語り嗣
 し所の語言の間ある也これ漢字を傳へ来て我國の語言を
 譯して其字を假用ひて至て其訳せし所の義もあると合ると
 ろよて疑うたあるを免れす上古の語言のありし
 りくに猶今も傳はるる哥詞と地名との二つ也哥詞のこを
 後の撰述のもの改め作るをえり前条に論る所の如し
 地名に至ては或は國を廢して郡を置せり或は郡を置せて國を

なまきし類も多しといふも異朝の歴代易姓改
號州縣郡國其沿革同じからざるがごとくはあらは
こをりて今より古を考ふるにおのづから其徴とす
るも足き教のありあり世に人其心を用ゆる所精しか
らばいさざかして我手迹の肇^{ハナ}まる地を知る事を得ぞみ
ざりも異朝の書を徴せしむ我國ハ夏の少康之後也我祖
ハ呉の太伯の後也と申は異端之徒の伊特^イ那^ナ天毗盧
遮那を以て天祖を誣申す説も相同じ惟^レ皇^ノころ上天斯人
も衷を降^ル給ふいづきの方々の神聖を生じ給はざるべ
きいらむぞ必^ズ其いふ所の華ふして聖を生じ其いふ所

の梵^ノみして佛を生むるのこなるべき或も又其事を神^ニ
ふして六統を秘するは天統を尊ぶ義也といふべけれど
其民を愚^クしむ自ら尊大^ニするは秦の二世^ノにして滅^ス
し所也天之昭昭と教ハ横目之民望^ニで視ずといふのな
し其天を留^ルの所以も至てハ聖も又知^ルやむか^レんま
其事を神^ニして二統を秘するがためは名^ヲ何^レらず我國の
皇統の天地と共に悠久^クおち^リま^レん故^ニ又神^ニして秘
する事にも^レ給ふべき^ニま^レん^レん
四十四代のみの元正天皇養老四年の夏日本書紀撰述
成りて奏上ありしより舊事紀古事記等の書廢せしり其



古今通記 卷之七 讀法 一 齋堂

後五十一代おみうど平城天皇大同二年乃至りて忌部廣成古語拾遺を撰進す世の人又ち地を取らば其故ハ日本書紀奏上りてしえし免勅して始る其書を講せしめらばしよと歷代の天子儒臣亦勅して其書を講せしめられしよとつひよ世儒専門之学となりし故也むろし孔子魯の國史春秋の書を筆削ありて後よ左氏公羊氏穀梁氏鄒氏郊氏其学を傳ふるや中鄒郊二氏の傳ハ七びて左公穀三氏の傳ハ世世の学者其学を受傳て其説とする所おのく同じからざるれど其傳ふる所のを此ハ並ら孔子春秋の学不あらざるを明し凡孔子の春秋と学ん

者其筆削の意うおひて能く得る所あるを以て能くその学を傳ふるとはいふべき事勿論也さく我傳ふる所の説孔子筆削の意をよく得るむも其師説はたがふ所ならん事然るをもし彼傳ふ所の説我傳ふる所をも其義長じざるんを我をすて彼に從むり又さるべしとて其師説よまがふ所おのむも孔子筆削の意をおひて得る所なるんを公を稱じく孔子春秋の学といはん事はさるべらん本朝の國史と學ふるも又此事よ似たる所あり舊事紀古事記日本書紀等の事ハみれこれ朝廷の勅旨よ係りて我國上古神世より始て

古今通記 讀法 〇

皇代通記 卷之五 神皇正統記

歷代君臣の事業を紀載せらば所也と稱せざるを以て
一所みはおのゝ異同ありしる孔子春秋の書を傳ふるも
のゝ其説り異同ある事のごとしさるば専ら日本書紀の
説ふのゝ志を以てて舊事紀古事記等此書を廢せん事然
るべしと云々といつて乃書り出し所なるも其事實小違
ふる所あり其理義もおひて長せりと見ゆる説ふ志と
ふを摺合て學ひとはいふべきのなり其餘諸家の書に
及んし説多けれども朝廷の正史實録等不出ざる所を其
徴とするも是足らば舊事本紀の書蘇我大臣の序を觀る
に上宮太子述作いまだ覺らばしと覺し乃書り撰録の事

輟て續らば由きによて撰定せらば所十卷を奏上し
其餘ハ更ニ後勅を待て撰録をべしと見ゆと今其書を
閱するに重複錯亂を撰定すといふ所のりも猶是未
成之書と見えたりかの神奇鬼怪之事に至てハ其好む所
み淫して老入るを批ば佛又出づ後の異端之徒其説を
附會する事と其由来なきにあらば況や其筆を起すに
男兒女弟夫婦偶を成せといひ其筆を絶つに子姪姨母父
子處を聚るべしといふ名教をおひてなるの教とし鑑戒を
おひてなるの戒とする所ありるべき後述者其謬を襲
て其非を覺らば後の説者其非を知りて其謬を正さず壹

古史通 續法 〇五 一貫堂

是は皆神道の不測と以て辨ぜざる事を得ば伊弉諾伊
 妹と亦て夫婦となすこふこは男女配匹之始也といひ
 又昔不合尊の御姨よて去るを繼母おておしおせし玉依
 姫を娶りて妃となしぬひとひ此餘伊弉諾伊弉冊の
 二神氷蛭兒を生くぬひ三歳よなるまで脚とくばとて流
 しすてろれしといひ伊弉冊の神火の神を産たすふ時
 神去りてまひ伊弉諾の神ミつらその神を逐きおひ御姉
 段よな給ひしといひ素盞鳥神父の神を逐きおひ御姉
 よいと申さんといひ天よ上りまひしを天照大神軍起
 してふせがれしといふすべてあまひしを天照大神軍起
 よおひて其倫の正しき所を得こまひしと見えんさき
 ど細は舊事古事等の紀記日本書紀并は其注に見えん所
 と見る時ハ其説の非なる事ハおのづから明らなる
 や讀者よよく思致致なきなり

古史通讀法終

凡例

一凡此書は先代舊事本紀古事記日本書紀等よみえし所
 を通じ考て其義長する所に據りて其要を撮りて掲け
 書し其文辭の解釋をべきをは各條の下は低書してこ
 きを注し其注の解釋すべきを細書して分注す此書
 を以て名づく事舊事古事等の紀記日本書紀これら
 の書を相通してあるの義あり今字を借用しし所古
 語よりて相通して解釋するの義あり今字を以て古言
 を通ずるは義あり俗言を以て雅言を通ずるの義あり
 其義多し

一凡撮要注釋其説の據る所ハ或各説の初は其書名を
 注し或ハ各説の下は分注を是荷らも臆説は何ら凡

古史通 卷之五 所載

皆援據ある事を證し且ハ其説の出る所を明らるゝみし
て其を併せ考ふるに便あるべき事也
一凡舊事本紀日本書紀注等に見えし所に其説の異ある
ものも其義長ぜし一説は據りて或ハ其説乃疑ハレ
或ハ其文の長き要するに大義の存するものもあらず
教をばあを志を志をばあを志をばあを志をばあを志
を恐るゝが故也

一凡此書ハ専ら其義を我國の古言ふりてめて假り用ゆ
る所の今字に拘りて今字といふハ即今古色により
漢字といふもあえ也
て古ハ我國の語言と解釋せし所のものをおひてハ心

の及ぶ限りハ尋究むる事ありき然きども神名神號
等に至りてはひとつう日本書紀に見えし所は據りて
書シこれハ日本書紀に見えし所ハ世挙りて習熟する
所なるが故也但し注釋の文ハ多くハ古事記に見えし
所はととぐふさまは古事記ハ俗といふ所の真名假名
の法を用ひて古俗の語言を記せし事ども多し前とい
ふ所の其義と語言の間を求むる事は其益多きが故也
況や今此書の作俗といふ所の假名の法を用ゆる所な
まば古事記の書真名假名の所はおひて取用ゆる所最
多し

古史通 卷之五 所載 一貫堂

世田原
史記
通鑑
所傳
依
龍
堂

一凡引用ゆる所の舊事本紀の説より元し神名神號等に
古人の訓義相傳らざるは今より傍訓を加ふるに及ば
ずこれ其疑を闕ぐ故也

一凡此書専ら舊事本紀古事記日本書紀を以て本據とす
といへども或ハ名教をおける或ハ事實をおける斷む
るに義を以てせざるを得べからざるに至りてハ其説
を注下し附書すこれハ事既ハ僭踰を渉るといへども
敢て其罪を避くべからざる所あるう故也

一凡諸家の書おのく其説をよむ者すくるかきを稱して
異書秘藉といふものも既ハ多し其を舊事本紀古

事記日本書紀等も参考して其徴とすべきものなきハ
一切に採用ひんばまハいみへにいふ所の蕪辭異端
徒ハ篇籍を穢むる故也

一凡此書其義鬱々してあるに條暢々々其事疑ていさ
明辨々々んもべて大方之謗りを貽すに足り後世此
とんを解きかこうんハ別に或問を作りて擬對を出
さハ蔓説を挿し注する時ハ端多く文長く觀るに便な
らざるを恐るるが故也

正徳六年丙申三月上澣

筑後守從五位下源朝臣君美題

古史通 九 〇三 貫堂

五部... 筑後守從五位下源朝臣君美撰

古史通卷之一

筑後守從五位下源朝臣君美撰

我國ひらけし初天地の中に生り出ませし神の名を國常立尊と申す又ハ國狹立尊と申す又ハ國底立尊と申す又ハ國主尊とも豊組野尊とも豊香節野尊とも浮經野豊買尊とも豊國野尊とも豊齧野尊とも葉木國野尊とも見野尊とも申しき

とあるはこれハ道路相望り郡郷境を相接るの義也と
 一均舊事紀日本書紀常陸國風國狹狹雄尊雄尊と申し又國狹
 立尊立尊と申すも其語音の轉せしめて狹の國立尊又立たす
 し御事といふがごとし狹國ハいふに須志國馬來
 田國上海上國伊甚國武社國菊麻國阿波國印波國下海
 上國等の地即今の上總下總等の地出れるべし檀原
 宮御宇天皇の御代の初神武天皇の御事也總の國と名付られ
 しを其後又其國上下の地を割て上總下總の國と一又
 上總の地を割て安房國とハなす也舊事紀日本書紀
 遺等の説注せられし所豊斟淳尊と申すハ日本書紀注せられし所
 又よ注せられし所

多くの神號あるが中に豊國主豊國野豊組野豊齧野な
 ど見えしハ皆々豊斟淳と申す語音此轉せし也豊香節
 野淳經野豊買見野と申せしハ其稱せし所の語同じ
 から糸ども其義ハ皆こも豊斟淳と申すに相遠らる
 其中葉木國野尊と申せしハ舊説も其義詳らる由
 見えて纂舊事紀纂據はハ葉木國尊と申せしハ國常立
 の御事也と見えこれハ必らば豊斟淳の御事と
 定ぬ申難しすべてお終りの號やら一まける事ハ
 豊國野の主の御事といふがごとし其國又ハ豊城の國
 とも申せしなるべし後又其國上下此地を割て上毛野

下毛野の國となされ其後おし上野下野をどハさるを
 ききり舊事紀古事記日本書紀續日本紀新撰姓氏録等不見えし所によきり後代子及
 びて常陸上總上野三國大守ハ皆補親王未有以他人任
 之例もいふは其本據あてことなる人も知べう
 比類三三代務職原抄等ハ舊説み地よりて神の名を
 得るあり神にたりて地名を得るなりといふハ據る時
 ハこれ神代卷抄ハ此等の神號おしはせしハ其地名
 二像まゝに似たり
 次ハ神より泥土煮尊妹沙土煮尊と申し又ハ泥土根妹沙
 土根とも申き次ハ神より大戸之道尊妹大昔邊尊と申す

又此二柱の神を大戸摩彦尊妹大戸摩姫尊とも申し大富
 道妹大富邊尊とも申し次ハ神より面足尊妹惶根尊と申
 す又此二柱の神を吾屋惶根尊妹忌檀城根尊とも申し又
 青檀城根尊妹吾屋檀城根尊とも申し次ハ神より伊弉
 諾尊妹伊弉册尊と申し又此二柱の神ハ青檀城根尊之子
 也とを申し又ハ國常立尊天鏡尊を生給ひ天鏡尊天萬尊
 を生給ひ天萬尊沫蕩尊を生けり沫蕩尊伊弉諾尊を生給
 へりとも申すこも舊事紀日本書紀并其注み及日本書紀
子泥土煮沙土煮より以下伊弉諾伊弉册至迄凡ハ
 柱を男女耦生の神とし其注み又男女耦生の神ハ泥土
 煮尊沙土煮尊次ハ角織尊沙織尊次ハ面足尊惶根尊次
 二伊弉諾尊伊弉册尊よりせしともいふと云るさき

其其たるされし所を足るにあり又舊事紀古事記より
これし所とを足るは其詳なることハ下に及ぶ事あり
此等の神號地名に係りとも聞えん或ハ其神功より
きる事此ごとくすゆきといふご其義を詳なき泥
土煮沙土煮まこ泥土根沙土根と申す事ハ其語音の轉
せしみて異義ありとを聞えん纂疏の説ハ此二柱の神
かゝる號おんしおせし事たとへバ燧人氏の鑽木取火
しるれごとく禮會文嘉夙沙氏の煮海爲鹽事のごとく
み世本物を開き務を成して其民を利せらましる能
どありしより今も知るべうらハ大戸之道尊大若
邊尊を大戸摩彦大戸摩姫とも大富道大富邊と申せし

を其語音の轉せしなるハ舊説ハ上古の民ハ巢居
り穴處とをしを此時ハ始て屋宅ありと名をしとい
ふ纂疏きうバよとそとへを軒轅氏の時始有堂廡しるの
ぶとく披山通道し事のごとくに春秋内辞史記其神功
ありし事よりかゝる號をおはしおしるるや大
とハその神功を大也と名するの稱するべし所といふ也
止所也道といふハ行路也若ハ草覆屋也邊といふハ家
也古語ハ家を邊といひること又戸摩といふハ即若也
萬葉集のうもほり又戸摩といふハ即若也
妾といふ姫といふハ上古の俗男を稱して日子といひ女を
稱して日女といふまれち男女の美稱なれば妾姫ハ

の字を假用ひしハ其字義を取きりたり凡彦姫と稱すの義後皆こき
 倣ふ面足惶根等の神號其義詳なり古事紀乃名此二
 柱の神の御事を青檀城根尊妹吾屋檀城根尊としりさ
 きく青檀城根尊又ハ沫蕩尊とも又ハ面足尊とも申
 す吾屋檀城根尊又ハ惶根尊とも又ハ蚊カ鷹カ姫尊とも申
 すと注せら物き然るを日本書紀カかくカさるされハ
 古事記又しりせし所カ據らカ也古事記琉神妹阿夜カ評志カ
厄神との云ふ伊弉諾伊弉册等の神號古より相傳
其餘此神號ハ記さへるその義詳ならんといふと私記ハ見えずカりカをし
 神功よりてかゝる號おハしるさむハこの二柱の

神ハ豊葦原の中國始め開きたまひて其功既に至り其
 徳も又大也と見えしうカばカ紀カ伊弉と稱じ申せしハ勇
 といひ功カといひ義カもカ忧カるもカ知カるべカうカんカ古訓カをカ伊
佐と讀み功の字を例佐衰斯と讀む此等の字我國の古
語にいひし所とその義相合ふが故に假用ひてかゝる
訓ハ有なし又地名ふよりてかゝる號おちカよカさカむ
 又常陸國新治真壁二郡之地カ並カ伊カ讚カといひ郷あ
 へ此等の地其神跡のある所なるも知るべうカんカ那カ伎カ
 と申し那美と申せし事ハ舊事紀古事記等カ沫カ那カ藝カ沫
 那美の二神カ頼カ那カ藝カ頼カ那美の二神も見えずれどたとへ
 は神呂伎カとハ神父カよカて神呂弥カとハ神母也といふるの

ごとくに抄梁塵秘上古の俗男神をバ那伎といひ女神を
バ那美といひしと見えたり但し舊事紀日本書紀に諾
の字冊の字を假用ひしハ其義又詳ならず古事記
耶那伎伊耶那美と云ふし風土記延喜式等にも伊射奈
伎伊射奈美伊佐奈岐伊佐奈路等の字ともちみたり
又伊弉諾伊弉册二柱の神ハ青檀城根尊の子也と云又
一説云沫蕩尊伊弉諾尊を生と云いぬる舊事紀に據る
に青檀城根尊よりハ沫蕩尊とも申しさるバ伊弉諾の
青檀城根の御子よりしハ一定也一説云據る時ハ伊弉
册尊ハ青檀城根尊の生給ひし所とハ見えん出れハ沫
も青檀城と申とも一神と云ふし然るに一説云ハ
沫蕩尊伊弉諾尊を生給ひしとの見えたる伊弉册尊を

も生給ひしと云ふ凡男女耦生の神小妹と稱せしもの
事ハ忍名ざると故也凡男女耦生の神小妹と稱せしもの
ハ必らば其父母を同一くするの謂也と見えん上古の
俗夫と稱して兄といひ妻を稱して妹といふ男女相親
しむの謂也と見えん兄讀で勢といひ妹讀で伊毛と
即此也凡妹といふもの
後みれおきに倣ふ
國常立尊より伊弉諾尊伊弉册尊小至る迄此れを神世七
代と稱すといふこれ日本書紀
神世七代といふ事舊事紀古事記日本書紀に見えし不
各異也舊事紀に名神世の始云天讓日天狹霧國讓日國
狹霧尊といふを云々して天祖と一國讓日の日の字を
月イノミカヤの字ヒみヒ作ヒるヒべ

神皇實錄よハ天讓日の下に陽神日神と分次り天御
注一國讓月とある一陰神月神と分注せり
中主尊可美葦牙彦舅尊二神とある一天神の一代と
して次ニ國常立尊豊國主尊を二代とし
又別天神の外母
をあると云はれり其別ニ天神の事ハ次ニ角楸尊妹活楸
下ニ詳なきはり母とあるは
尊を三代とし次ニ泥土煮尊妹沙土煮尊を四代とし次
ニ大苦彦尊妹大苦邊尊を五代とし次ニ青檀城根尊妹
吾屋檀城根尊を六代とし次ニ伊弉諾尊伊弉册尊を七
代とし一此二柱の神ハ天降マらん陽神陰神と注せり
まこり古事記に見えし下ハ天地初開一時成神の名天
之御中主神次ニ高御産巢日神次ニ神産巢日神次ニ宇

麻志阿斯訶備比古遲神次に天之常立神此五柱の神ハ
別天神とし次に國之常立神を一代とし次に豊雲野神
を二代とし次に宇比地邇神妹須比智邇神を三代とし
次ニ角楸神妹活楸神を四代とし次に意富斗能地神妹
大斗乃辨神を五代とし次に游母陀琉神妹阿夜訶志古
泥神を六代とし次に伊耶那岐神妹伊耶那美神を七代
とし國之常立神以下伊耶那美神以前を并に神代七代
と稱すとあるせり日本書紀に及んしところあるに
あるはごとしいふ也後ニ作らるるし本文と
ハ天御中主可美葦牙の二神を一代とし國常立豊國主
の二神を二代とし角楸活楸の二神を三代としある

より以下ハ日本書紀云々示す相同じ古事記ハ
 國之常立を一代とし豊雲野を二代とし宇比地通妹須
 比智通を三代とし角織妹治織を四代とし此れより以
 下ハ日本書紀に云々し所又相同じ又舊事古事ハの記
 紀云々みえし角織の神と申せしハ其立給ひし所の地名
 にも云々此號云々し阿都又あまの地ノ名也後改
 るに角織といふ陸國多阿都又あまの地ノ名也後改
 めて黒前といふ即今も彼國子黒前山といふ山の侍
 也治織神ハ角織神を牝ぶ中に國狹植尊と申すハ舊事
 紀云々國常立尊を又國狹立とも國狹植とも申せし也
 するも此て古事記ハ此神の事ハ云々しを置る此
 等ハ國史云々し所此れれどかゞざる事既云々く
 ぶとしいづきを其徵云々べき古語拾遺ハ開闢之初
 り伊弉諾伊弉冊の二神ましませしと云々しるて云

まゝと上つた此世の事に及むをりしハ其疑を關し
 所也と云々る然きとも神世七代といふ事ハ舊事紀
 古事記日本書紀等云々し所皆同じ云々此バ上世より
 言嗣ぎしりありしとハ聞え寄り天神七代地神五代と
 いふ事につくりてハ此等の國史みも云々し所もあ
 り但し舊事紀ハ天神地祇等の本紀を云々せし
 ぞも其天神本紀ハ忍穗根瓊々杵等の尊の御事とし
 る云々此二神ハ世にいひ傳ふる地祇本紀ハ素戔雄
 大己貴等の神の御事を云々せしと云々は天神七
 代地神五代など云々るハ後人の附會云々出し所決して

疑ふべからば信ずるにきくらん

亦天地初て剖判し時高天原成神の名天御中主尊可

美葦牙彦舅尊と申す二柱の神おろしき其次を天

八下尊と申し其次を天三降尊と申し其次を天合尊

と申し又ハ天鏡尊とも申し其次を天八百日尊と申し

其次を天八十萬魂尊や申し其次ハ高皇産靈尊津速

魂尊等の神おろしし御中主尊の後凡六世不

ハ舊事紀よりてある所也但し舊事紀ハ天祖天

讓日天狹霧國讓日國狹霧尊と申せしとあるは其

次に天御中主尊可美葦牙彦舅尊とあるは其

日本紀より日本書紀舊事紀を本として撰ぶ所也

事紀より天祖乃ちハ足る事今これに

さ高御産巢日神次ハ高天原成神の名天之御中主神次
阿斯訶備比古遲神次ハ天之常立神此五柱の神ハ別天
神と云るは比古と云るは天之常立神此五柱の神ハ別天
同じ相合所あり古語拾遺ハ天地剖判の初天中
所生之神名天御中主神といふハ其子三男あり長男高
皇産靈神次津速産靈神次神皇産靈神と云るは此
書よりるとハ高皇産靈等の三神ハ皆是天御中生神
の子よてハ高皇産靈等ハ古事紀又日本書紀注ハ
初所生神の相合也似れども高皇産靈神ハ天照大
紀の注等に凡十五世皆御中主尊と申すハ古事紀日本書
木俣庵儀氏の後凡十五世皆御中主尊と申すハ古事紀日本書
て天御中主尊と稱せしハ天地剖判の初所生神の後世々
書ハ高皇産靈尊を天御中主と云るは神皇實録神皇系圖
世次ハ今其文より別天神と云るは所云く即此也其

すおんろーませし
 むをあらゝまあるん
 高天原タカマノハラとハ私記シキハ師説シテ上天をいふ也按アツむるム虚空
 をいふべしと尺シチ衣イ考コウり後人の諸説これに同じ此ハの
 説皆是今字イマノジハよりて其義を釋シし所也凡我國オノクニハ古書コノコトを
 讀ヨミハ古語コノコトハよりて其義を解トクづし今字イマノジによりて其
 義を釈シくべうハ凡高タカの字讀ヨミで多珂タカといふハ古コノコトよりハ
 所トコロの高國タカクニ 舊事紀コトワケハ尺衣シチイ考コウり多珂タカ國クニ 常陸國風土記トウリクフウツチキハ尺衣シチイ考コウり即スな今常
 陸國多珂郡の地是也天アメの字古事記コトワケハ讀ヨミて阿麻アマといふ
 と注ツケしき上古之俗コノコトに阿麻アマといひしハ海也阿麻アマといひ
 しハ天也天亦稱ナヅケして阿麻アマともいふハ其語音コノコトの傳ツケせし

なり原ハラの字讀ヨミで播羅ハシラといふ上古之俗コノコトハ播羅ハシラといひし
 ハ上也ウヘニされむ古語コノコトハ多珂阿麻能播羅タカアマノハシラといひしハ多珂
 海上之地ウミノチといふハ古語コノコトハ播羅ハシラといふハ上也ウヘニ也と
 の字ナリと讀ヨミで箇播羅カハシラといふハ古語コノコトハ播羅ハシラといふハ上也ウヘニ也と
 高天タカ浦ウラ高天原タカマノハラハの名ナリある地チ現在イマノチに在アるハ古語コノコトハ播羅ハシラといふハ上也ウヘニ也と
 天アメ御中ミナト主尊ヌスミとハ天アメの字讀ヨミで海ウミ毎ツネニといふ御ミとハとつと
 き人をさしていふ語也天アメといひ御ミといふ其至尊ミナトなる
 ろを極キハめ言イハふの詞也中ナカの字讀ヨミで那珂ナカといふ古コノコトよりハ
 ゆユ仲ナカ國クニ 舊事紀コトワケハ尺衣シチイ考コウり那珂國ナカクニ 常陸國風土記トウリクフウツチキハ尺衣シチイ考コウり即スな今常陸國
 那珂郡の地是也 那珂郡ナカノノ又マタ那賀主ナカノミとハ即スな君也此神那珂
 國の君ミコとるを以モて也舊説コノコトハ天アメ御中ミナト主尊ヌスミハ古之君也と

古事記
卷之十一

いひしハ是也古事記注此神ハ後ニ伊勢國度會郡山
田原にいつき祭る所の豊受大神の御事也と申す欽受
大神宮鎮座本紀大田命傳神皇正可美葦牙彦舅尊ハ古
事記ハ宇麻志阿斯訶備比古遲神と云るせり可美讀
で千麻時といふ日本書紀注舊事紀日本書紀不足るし
伊弉諾伊弉册二柱の神の御言に可美少男可美少女ハ
の語ありハ上古の時ニ其人を稱嘆するの詞也と足る
たり纂疏も稱葦牙ハ私記ニ萌芽の義也と足る萬葉
集の注釋ハ葦牙の岐のぐみおひくろむいふやうく
己亥舅讀で比古尼とつふ日本書紀注古事記ハ六大穴

牟遲神をも穂々手見命をも日子遲と稱せしむりき
古語に日子といひ牟遲といふハ尊貴の稱と聞えと此
ハ舊事紀ハ亥舅の字を假用ひるれしを日本書紀も
こきにあつれ也此神の御事葦牙を以て號せしむ其
義詳るる比天ハ下天三降天合天ハ百日天ハ十萬魂ハ
の神號亦これ其義詳なる比高皇產靈尊古事記ハ高
御產巢日神を云るせり此神ハ古の高國ハ立給ひし所
みて其國ハ即今常陸國多珂郡の地これ也皇の字讀で
美といふ御の字を讀むの語ハ同じ產靈讀で武須毗
といふ日本書紀注古語ハ武須毗といひしハ尊親之義

古事記
卷之十一

貫

古事記 卷之十一

とやゑて皇親神とも皇睦神とも又皇睦神とも又皇睦神とも
えしすおちち此神の御るを申す也舊事紀に高皇産靈
不也又ハ高木命ともいひし由と注せられこり魂の字
讀で多末といひしなるべし上古の神號は魂と去るし
玉と去る也古語は多末といひし今字を借りてしるん不
の異なる也古語は多末といひし其義異なるハあやじを
べて上古に稱して多末といひし語ハ褒稱するの詞な
りきしうるに後人多珂武須毗の號あるを以て高魂の
字を讀でても多珂武須毗といふを以て高魂をも讀でても
武須毗といふべくハ高皇産靈尊又ハ高魂尊といふと
ハ注せらるば神皇産靈尊上古之俗其人を尊びて加美と
いひしハよのほねの事也此神をかく稱しけるハ地名
ふよりし故尔や常陸國多珂郡ハ賀美といふ郷ある也
津速魂の神號其義詳なるはすべてあきらみの神聖東海

の地に君くくせむいーは其代の人阿麻徒加美とも
申し又其尊なる事を極稱して阿毎乃加美とも申せし
を後代に今字を假用ふるみ及びて天神とハ志るを也
一事とみ多しり

あゝに天神伊弉諾尊伊弉册尊二柱の神は詔して脩理固
成りぬこ竹多陀用幣流之國天之瓊茅を賜ふて言依し賜
とのさふ子こゝにおひて二柱の神天浮橋を立して其瓊
茅を指下して監許袁呂許袁呂を畫鳴して引上る時其
茅の末より垂落る鹽の累積り島となるを扱ちこ竹游
能基呂島也其島ハ天降り坐して天之御柱を立てハ尋殿

古事記 卷之十一

と刃立て伊弉諾尊其妹伊弉册尊と國土を生成さくると
 議りぬし吾と汝と此天之御柱を行廻り逢ひ美事能麻具
 波比すべし汝ハ右より廻り逢ひ我ハ左より廻り逢むと
 約り竟りぬして廻り逢ふ時又伊弉册尊阿那通夜志愛袁
 登古袁と言ひ後に伊弉諾尊阿那通夜志愛袁登賣袁と言
 ひて女人先言不良とのまひきまうれども久美度通興
 して氷蛭子を生む此子ハ葦船子入きて流去りき次ハ淡
 島を生むこれも又子の例ハ入き既にして二柱の神議
 りて我今所生之子不良天神の御所ハ申べとのまひ
 てもおちち共子叅上りて天神の詔を請ひ給へりこれ古
 事記ハ

よりて去るす所也舊事紀古事記日本書紀并に其注
 又之道此時ハの始大同一事此由とありといへども男
 女之同上古の俗カ始れ事言嗣ハ二神國土を生成さ
 相同じ上古の俗カ始れ事言嗣ハ二神國土を生成さ
 ふハあり古語拾遺ハ二神共為夫婦生ハ其事實
 のこまると其他及むと二神共為夫婦生ハ其事實
 りて今こに其大要を去る所也又日本書紀
 み此一節より下の節までを併せて一節と見る便
 たり今こに二節とする事ハ其文長く一節と見る便
 りならざらむるをおもへる
 故也後皆これ又做ふべし
 天神ハ高天原マヌハ所の神也いづも此神とい
 ふ事ハ詳なるハ脩理固成ハハらぬ事とさしたまひ
 一といふ事又詳なるハ此語舊事紀日本紀等ハハ尺名
 古事記のこまるとハ必くハ其謂有へき事也

多陀用幣流之國といふ事舊事紀又ハ豊葦原千五百秋
瑞穂之地と寄賜ふとのことあるを以て日本書紀注よ
え一所も又相同じ然るに古事記身かくあるせハ彼
國分き争ひていよご一つは歸せんといふの義と又
まり天之瓊矛日本書紀ハ瓊ハ玉也此曰努と注せら
きこり古事記ハ天沼矛とあるせり其假用ゆる所の
字ハ瓊と沼との異あれども讀で努とするに至りてハ
其語同トクハ今あるにハ日本書紀ハ見ぬしあるに
あるん也私記ハ古者玉を謂ひて或ハ努と一貳と
あるより日本書紀の異本ハ努の字を貳と作する

をありと見えきり此ホの義によりて後世に及びて又
玉鉾などいふ事何り凡矛鉾の類を玉を以て稱する
ハ舊説に瓊とハ美稱也不必以瓊玉之飾といひ又天神
の瓊矛を賜りて言依ハ後世ハ將軍を命ずる
節刀を賜ふの義のごとく也といふ疏天浮橋ハ天の
字讀て阿麻といふ即海也浮橋ハ連舟至岸といふ也
おに天浮橋といひハ連海之戦艦をいふなるべし
ハ即潮也許袁呂許袁呂ハ矛を以て畫する此聲也然る
をかきいひハ游能基呂といふ島の名をいひ出づべし
そめの詞也たとへバ歌詩ハ興の義あるうらみこれ

克ぬりち我國のさほなり古への發語の詞とも諷詞とも枕詞ともいひハこれ也
 游能基呂ハ舊事紀ニ礮馭盧オホコとまゝさる日本書紀され
 によきり假用ふる所の字異なるれども其語ハ相同じ自
 游ユといふごとく此島ハ即今淡路國西南の隅スミあり
 て俗猶存ス其名也と私記ニハ見えり天^ニ之御柱を見立
 つトハ舊事紀ニ天瓊アマノヲを礮馭盧島の上ニにさシて
 國中クニナカ之天柱アマノハシラとシてハまシひトあるハ此事也天ノ字讀ミて
 阿毎アマノといふすれち天也柱ノ字讀ミてハ兼ハ背シ還ラといふ本
書紀注ニ古語ニ波ハといひハ永キきノ義也萬葉集志シ羅ラとい
 ひハ標ハ也永久ノ之標トといふガごとく凡我國の俗初ニ

地ノを占シむル時ハ其標ヲとつテ彦火瓊ニ々ハ杵ノ尊ノ天降リま
 せシ時ニ建ラれル所ノ牙ハ今ニ至テ日向ノ國高千ノ穂ノ峯
 小猶現存す又神功皇后新羅を征シ給ヒに其國王降
 伏シのば以テ所ノ杖ヲ楯ニ於テ新羅ノ王ノ門ニ爲シ後葉之標トといひし
 毛此義也神功皇后紀ハ尋殿ハ八ツ名ノ神世所ノ尚ノ之數也とい
私記尋ハ讀ミて比呂トといふ殿ノ字讀ミて美阿良可トといふ
古語拾遺舊説ニ尋トハ八尺也一方ニ八尺づハ八角ニ造キ
 殿也といふ神代卷抄これ後代乃制ニよキる説也凡我國
 之俗ニ両手を展ベて物ノ長短ヲ量ルを比呂トといふハ必ズ八
 尺ヲ以テ尋トするノ謂ハもハあるべしハ見立トハ

經始といふが如し國土を生成すといふハ土地を開拓といふがごとく舊説ハ凡生といふ事ハ造爲とも生といひ出現をも生といふ不_ニ必_ニ生産之義といふ_ニ疏_ニ此後伊弉諾尊の伊弉册尊に吾と汝と所作之國いまと作り竟らばとのまひしと又此義と相同し美斗能麻具波比ハ舊事紀日本書紀共ニ或ハ_ニ溝合_ニともさるし或ハ共爲夫婦ともさるして男女交會之義とせら_レ也心得られ_レに終ハ二柱の神相約したまふに_レのおのあうちひきめさせし御軍をか_レこに行あひて一つみせんと_レの_レあひ_レ事ま_レ入_レバ足仲彦天皇_ニ仲哀天皇の御

也事熊襲國を討給え_レて_レみづう_レハ紀伊徳勒津より穴門に幸お_レんべし皇后ハ角鹿の筍飯津を_レりて穴門に逢_レよへと約りたまひ_レみおと_レなりしを上古朴陋之俗かくハ_レ謬_レり傳へ_レなるべ_レ皇后ハ神功皇后也角鹿國ハ今の越前穴門ハ今の長門國なり阿那_ハ事の甚切_ニる_ニ皆阿那と稱すと_レいふ古語拾遺_ニ通夜志愛_ハ其義不詳日本書紀注の一書_ハハ舊事紀によりて妍哉と_レさる_レて阿那_ハ而惠夜と讀_レ可愛と_レさる_レて哀と讀むと注せ_レら_レを_レ舊説に悦_レ之言也と_レ釋_レたり_ニ疏_ニ袁登古袁登賣_ハ舊事紀日本書紀ハ少男少女と_レさる_レる_レ下の袁_ハ字ハ語の辭と_レ又衣

奇り 俗にては久美度通興ハ其義又不詳日本書紀
注 ハ於奇戸爲起と志るされしを私記ハ奇戸ハ猶
忽然也と釋しされバ古語に久美度といひハ猶今た
ちあちにといふあとをみごとくなるるにや氷蛭子舊事
紀みええし所もあつに志るすがごとくにして此後二
柱の神日神素盞鳥尊を生ゆひ次に又蛭子を生ゆひ
しに三歳なるまで脚なほ立ぬは初二柱の神巡柱
の時陰神先づ言を發しきまひし事の陰陽の理に違ひ
ぬまバ此故に初終に此兒を生給ひぬと志るされり
さうバ蛭子と申せし御子二柱おろりたる也然るに古

事記みえ國土を生給ふ事として最初に蛭子を生くま
ひいとめと見えし事ありに志るんやあや日本書紀
にハ日神月神を生ゆひ次に蛭子を生たるは其次に
素盞鳥尊ハ生れゆひしと見えりつぐれを徴とす
べきまづて此等の事上古乃俗言嗣語嗣ぎし所に出
盡く信むるにまづん強て其説をつくるべし淡島
ハ日本書紀注にハ淡洲と志るされ其地未詳按むるに
日本書紀注の一書に淡路洲淡洲と志るされ一文あり
さうは淡洲といぬは淡路洲ある所の地名と見え
○此一節ハ天神伊弉諾伊弉册尊の言依るに葦原の

地を征する事を以て志すまひしうば二柱の神每師を
ひきゐる海より西に下りて一島に至りたまひし
に初まハ其島神迎戦ひぬきども終にハ自ら來り降り
られバ天神所賜の寶戈を建て其地を得ぬし事の標
とし二柱の神あくとほりてを南北の地を徇むる
を相議りて男神ハみづうら左軍に將とし女神ハ右軍
を將としめて此島を行廻りて其軍を合せて進み戦
をむと約しぬし右軍節度を受じりて軽く進みて
先く左軍後きて期を失ふ二柱の神行遇ひる事と悦
びま万ひしあどもすでに前後相接るに其戦利なる

てあづらに邊海の民を虜略海中此一小島を得たまふ
のまなりしうば其虜略せし所のものを放還し其得し
所の小島を棄てつひに其兵を引て高天原に還りたま
しとつふるはどし

天神布斗麻邇にト根せて女先言ひて不良亦還り降りて
言を改めよと詔りしぬしうば還り降りてその天之御
柱を往廻りし事先のおとしらるにおひて伊弉諾尊先づ
阿那通夜志愛哀登賣袁と言ひ妹伊弉册尊後に阿那通夜
志愛哀登古袁と言ひ終りて御合せて御子淡路之穗之狹
別島を生じ次に伊豫之二名洲を生むこの島ハ身一つに

一て面四つあり毎面に名あり伊豫國を愛止比賣とつひ
 讚岐國を飯依比古とつひ粟國を大宜都比賣とつひ土左
 國を建依別とつひ次に隱岐の三子島を生む亦名ハ天之
 忍許呂別次に筑紫島を生む此島も又身一つにして面
 四つあり毎面に名あり筑紫國を白日別とつひ豊國を豊
 日別とつひ肥國を速日別といひ日向國を豊久士比泥別
 とつひ熊曹國を建日別とつひ舊事紀に一云佐度島と注
セウレさうきハ一説に
あの時又佐渡島を生むしともつふ由を注せうれ一也熊
曹の國の一名と佐渡島とつふとつふハあささるなり
 次に伊岐島を生む亦名ハ天比登都柱とつひ次に津島を
 生む亦名ハ天之攸手依比賣とつひ次に大倭豊秋津島を

生む又名ハ天御虚空豊秋津根別をいふ此八島名先々所
 生なるにあり大八島國といぬうくて後に還り坐之時
 に吉備兒島を生む亦名ハ建日方別とつひ次に小豆島を
 生む亦名ハ大野手比賣とつひ次に大島を生む亦名ハ大
 多麻流別といふ次に女島を生む亦名ハ天一根といぬ次
 又知訶島を生む亦名天之忍男とつひ次に兩兒島を生む
 亦名ハ天兩屋といふ凡十四島を生む其處々此小島ハ皆
 是水沫潮凝て成まるりのなりあま舊事紀古事記ハ
みよりて去るん所也
 布斗麻邇ハ舊事紀に太古の字を假用ひる日本書紀
 に同じ私記又上古の時ハ龜トをバ用ひ佐トも鹿の

肩骨カクホネを用ふこれを布斗麻通フトマドといふと見えたり舊事紀
 古事記に天香山アマノカミヤマ之真牡鹿マノカ之肩カを内拔ウチキて天香山アマノカミヤマ之天波アマノナミ
 波ハ迦カを取りて占ウラハしむと見えし此也天香山ハ山の名波
 聚倭名抄ウツクシハ本草を引て櫻桃ウツクシ一名ハ朱櫻ウツクシ又亀トハ皇孫
 天降アメノ己ミまゆ時トキより始ハジまりといひ本紀或ハ亀の甲カメノをヤ
 きて占ウラふ事ハ奥の夷ウチノ此世コノしる也奥義といふ也抄淡路
 とハ舊事紀コノ先マづ淡路洲アノと生ナみて胞ウツといひ意イ所ト不快ウレガ
 故ユハ淡路洲アノといふハすれはち謂イハフ吾恥ウチノ也ト見えたり日本
 紀ニ亦モこれノによりテしるルまけを舊説コノに初ハ必ズくハ珍ウツクシ子コ
 を生ナむとシりハ給タひシに今イマありテまズる外ソノに此ノ愚ウレ子コを

生ナむル故ユに吾恥ウチノ島シマと名付ナられシといふハ証シ此ノ説セい
 うハあリるベき初ハジめ淡路洲アノといひシと今イマ改カめて淡路洲
 と名付ナられシにハあリるベき其初ハジめ此地ノを保タつ事コトを得エじし
 て棄スられシハ吾恥ウチノ所ト也トなリどのいハすハしテも知ラず
 べシうハ日本書紀注ニの一書ニに先マ以テ淡路洲アノ淡路洲アノ爲ス胞ウツと
 見えテ此時ノ又モ當タりテ此島ノを生ナれシとハ見えタり又胞ウツと
 いハふハことト也ト此島ノハ初ハジめに棄スて子コ比例ハ又入れズとい
 ふ事コトのハりニよりシ也ト穂ホ之ノ狹別ササとハ其島ノの神ノの名ナ也
 伊豫二名ノ之洲ノとハ今イマの伊豫讚岐土佐阿波ノの四國ノ
 地ノを總ス稱スせし名ナなり也ト二名ノ洲ノといひし事コト其義ノ不詳ハ私

記み上古之時にいふぐあはれの國名ありしにハあり
比史書撰述の時の名にちりてあるされし所也又凡國
名其義未詳先儒も説を傳へ比と見えしに凡國名其義
不詳と云ふに後皆これ身一つありて面四つありとハ一島の地勢
其體面必のつう四つにわたり也伊豫國とハ其島
西南の地方古の伊余國久味國小市國怒麻國風速國ハ
の地今の伊豫國即此也愛止比賣とハ其國の神の名也
讚岐國ハ其西北の地方即今の讚岐國此也飯依比古と
ハ其國の神の名也栗國ハ其東北の地方古の栗國長國
ハの地今の阿波國此也大宜都比賣ハ其國の神の名也

土佐國ハ其東南の地方古の都佐國波多國ハの地即今
の土佐國也速依別ハ其國の神の名也凡其國神の名比
賣といふハ女子之稱比古といひ別といふ是男子之稱
古の俗男子を稱して別といひ後皆これ比古と倣ふべし隱
岐國ハ古の意伎國即今の隱岐國なりといふ三子島の
義不詳天之忍許呂別ハ其國の神の名也筑紫國ハ今の
西海九國の地を總稱せし名也筑紫國ハ古の筑志國筑
紫米多國ハの地今の筑前筑後ハの國即此也白日別ハ
其國の神の名也豊國ハ古の豊國宇佐國國前國比多國
ハの地即今の豊前豊後ハの國此也豊日別ハ其國此神

國名考 卷之二 〇三十二 一覽

の名也肥國ハ古の火國松津國末羅國阿蘇國葦分國天
 草國ホの地即今の肥前肥後ホの國此也速日別ハ其國
 の神の名也日向國ハ即今の日向大隅薩摩ホの地豊久
 士比泥別ハ其國の神の名也熊曾國舊事紀にハ熊襲國
 とし々々私記ニ據るに日向國噌吟郡之地即此也建
 日別ハ其國神の名也熊襲の字肥後筑前ホの國風土記
 ○倭名抄にハ噌吟伊岐島ハ古の伊吉島即今の壹岐國
 郡大隅國ヲ屬シ津島ハ古の津島縣即今
 天比登都柱ハ其島の神の名也津島ハ古の津島縣即今
 の對馬國天之狹手依比賣ハ其島の神の名也大倭豊秋
 津洲ハ古への代々其地を割キ其地を併せて國郡を置

終し其沿革同トウシテ今ノ畿内東海東山北
 陸山陰山陽ホの地此也天御虚空豊秋津根別といハ其
 國神の名を稱する不似を托とも詳なる事ハ古よりい
 ひも傳らレテ吉備名古の吉備中縣國穴國風治國ホの地
 即今の備前備中備後ホの國也兒島小豆島ホハ備前國
 の海中にあり知訶島ハ舊事紀ニハ血鹿島と云る云れ
 ころけりむ肥前國松浦郡中值嘉郷に一百餘の近島あ
 りといふホの即此也肥前國風土記ニ此餘ハ即今所在の海島
 と其名同ト云らレド古の時にとしりてハ所詳ならず
 建日方別大野手比賣ホハ皆是其島の神の名也○此

注に及ん、諸説を按ぶるに大八洲の號あるによりて
 八洲の數に合すべきが、せめに強て其説を作れりと見
 ゆるるも、ありあかるべう、大八洲といひしもこ
 き又八數を尚ぶの義とみえり神代卷
 既、國を生、終りて其後に海神名ハ大綿津見神水戸神
 名ハ速秋津日子神妹速秋津比賣神ハ凡十柱の神を生、
 のひ其速秋津日子速秋津比賣の神河海カハウミによりて持別モトワケて
 風神名ハ志那都比古神木神名ハ久々能智神山神名ハ大
 山津見神野神名ハ鹿屋野比賣神亦名ハ野推神ハ十二柱
 と生、心大山津見神野推神山野によりて持別て八柱の神

と生、日本書紀古語拾遺ハ、男女二柱の神海川山ハ
 記ハ其神を生、心と見えり心得るれ、舊事紀古事
 又ハ舊事紀古事記ハ、よりて志那都比古又ハ
 大綿津見神、少童命とも志那都比古又ハ
 級長津彦命とも志那都比古又ハ、能智神又ハ、廼馳神と
 も、大山津見又ハ、大山祇神とも志那都比古也、此ハの
 神を生、心といふ、ハ此等の神を祀、れし、此時よ
 り始りて又其祀を掌ツカサと、職を、命ぜ、れし、
 いふなるべし、此ハの神とハ河海山野ホの神を、
 け命ぜ、れし、其職を、た、とハ帝舜即位の初、望、于
 山川、徧、于羣臣、といふ、れ、と、く、虞、又祭祀以、馭、其神、禮、周

古史通 卷之二

大宰 亦どに足るに其義同じかるべき事也

かくて伊弉諾伊弉册二柱の神共より日神を生じたまはる

大日靈貴と申は此御子にハ授くるに天上の事を以てし

天之御柱を以て送り奉る次に月神を生じたまはる月

讀尊と申は又ハ月夜見とも月弓とも申は此收又日不配

てあらしむべしと天に送り奉らる最後に素盞鳥尊と

生じたまはる此神天下とあらしめさるべし然るに常に

哭泣ることとをりぢとし青山と枯山のごとくに泣枯し

河海と泣乾らすとを以て惡神の音狹蟬のごとくに

萬物の妖吹風のごとくに皆発りきこき舊事紀日本書紀古語拾遺

に
よ
る
と
こ
ろ
な
り

日神とハ日を主りたまふ神也月神と此義にハ

大日靈貴ハ讀で於保比屢咩能武智といふ日本紀注於保ハ

即大也比屢咩ハ即日女也女子の尊稱也武智とハ上古

の俗貴きを稱せし語也まればちこ授るに天上ハ事

を以ては古事記に汝命ハ高天原を知らせと事依

賜ふと見えしこれなり天之御柱ハ初也二柱の神天降

りある時に天神の事依し賜ひし所の天之瓊矛也然る

を日神に附て還したまはる天神の事依し賜ふ所の

功すでに成りぬる事を報し告げたまはる義なり月讀月夜

古史通

卷之二

〇三六

一貫堂

見ホの字と讀む其語相^ママ^レ 志^スるを假用ゆる所の
 字異なるハ其義も^ママ^レ異也と又え^スる上古の俗に讀
 び^テハ凡^ク物の數をか^ハぶ^ル事と^ハひ^キさ^ラバ
 月讀とハ日と一^ニび會^フて一月となり十二度會^フて
 一年を^マん^ニよりてい^ハひ月夜見とハ日に代り^テ夜に
 現^ルる^ニ此義よ^キる^ル形^ノべし月弓とハ其語の^ママ^レ持^セ
 し^テま^マ其象を取り^テい^ハひ^シなる^ルべし た^トハハキ
強^ク下^ニ弦^ハ弓
 を張^キる象なり望^ムハ^クその持^ガ満^シ 此神の御事ハ舊事紀^ニ
 の象のご^トく^ナる^ルの^コと 此神の御事ハ舊事紀^ニ
 滄海原^ノの潮^ノハ百重と^ハ治^メる^ル後^ニ配^ル日^ヲ而知^ル天^ノ事^ヲ
 所^ハ知^ル夜^ノ之^ヲ食^ル國也と又え^スる^ルさ^ラバ始^メハ滄海原の潮

の八百重を^マま^シ給^ヒし^ウども後^ニも^ハ日^ニ配^テ天上の
 事を知り^タま^シし也滄海原^ニハ潮^ハ八百重と^ハ海上の廣
 く遠き事をい^ハなる^ルべし今按ずる^ル小^ノ壹岐^ノ島壹岐郡^ノ小
 月讀神社あり名神大^ノ社と^ハ又^ハ又^ハ延喜^ノ式^ニ海上の事
 を治^メる^ルい^ハし^ウ故に此^ノの國に其神跡あり^シに也
 又月神命ハ壹岐縣^ノ主^ノの祖^ナる由^モ又^ハ又^ハ紀^ノ子^ノ舊事
 其縣主ハ此神の後^ニなる^ル故^ニ其國^ニいつ^クも祭^ルる^ル也
 志^スる^ルべ^シ又^ハ又^ハ舊事紀^ノ日本書紀^ノハ此神天照大神の
 詔を^クけて葦原^ノ中國に降り^テ保食神の^ママ^レ許^ニに至り^タま^シ
 ひ^シな^シとい^ハふ事あり^シ此後^ニ配^ル日^ヲて天事を^ハ知^ルり^タま^シ

大要と此
下小注す

火神軻遇突智ハ又ハ火之燒速男命神又火火燒炭神
紀一作炭又ハ火之燒毗古神又ハ火之迦具土神又ハ火之
産靈日本紀注又火結神と延喜式出雲國ハ下に詳也伯耆
國ハ古の波伯國即今伯耆國也比婆之山其處所未詳紀
伊國ハ古の紀伊國熊野國ノ地即今紀伊國也熊野ハ
今牟婁郡ノ屬ノ或説又有馬村ノ産田社トソノあり即
是伊弉册尊神退すす地也ノの東に隱窟あり産立窟と
も花窟ともソノ伊弉册尊を葬まつる所ニこれハ暮春
に繩を以て花すハ幡旗をつくり圍繞し歌舞ハ

祭ル神世孫遺俗也トソノ那智三卷書伊弉册尊の神去ませ

し事舊事紀古事記ニえをし所ニ又ハるニ伊弉册尊火神
を産まる所に及ひてそのためニ燒きて神去すん伊弉
諾神其妹の神を子ノ一木ニ易すまひしをふかく恨ま
るハしらづから帶せるト握ツ劍ツを抜きて火神の頸ヲ斬キ
りテ段々ニ形しるハ其段ヲとくく皆神トなれる又
御刀ヲ垂リし所の血ハみれく神となるかくテ妹ノ神
を見給ちんて黄泉國ニ追往き其殞ツ斂ツ之處ニ至りま
せしニ伊弉册の神ヲ奉りりし御時ノのごとくニ其殿
より出迎ひるハ吾ト汝ト所作之國未作竟還りるハ

べしとのまひしに悔しくも来りたるの晩うりさ
吾ハ黄泉火喫しぬ入来り事畏し志かきども我つふ
さに黄泉神と相論ちん我を祀えよととのまひさ
殿の内に入りこまつり甚久しく待らび給ひて左の御
髻に挿みひし湯津の津間櫛の男柱を引かきて兼炬と
して入り見りひしに宇士多加禮斗呂々岐岳其上ハ
雷神化り居きりえ泉みてすこやうに逃還ゆふに及び
て妹の神その尺辱しめく悔ふるを恨みひ黄泉醜女
して追とゞめ又其ハ雷神子千五百の黄泉軍副て追し
めらぐらうも追来りんも娘らち千引の石を黄泉比良

坂に別塞て其石を中に置いて對立してつひに事戸を度
るの時に伊弉册の神愛我那勢命 愛の字訓ハニ柱の
蓋男女親 如此し給う 汝國之人草一日に千頭を絞り
殺さんと言ひしを伊弉諾の神ハ愛我那通妹命汝為然
ハ吾一日に千五百産屋と立ちとのまひき其所謂黄
泉比良坂ハ即今の出雲國の伊賦夜坂をいふなり今の
世代人婦死ぬるに夫葬處を避くるハこれによれり凡
其所謂黄泉比良坂ハ別ニ處所あるにハあらずんたが死
るに臨て氣絶之際をうみ歎かして伊弉諾の神吾ハ志
許宋志許宋伎穢國子至りてありけり御身の禊せむと

きるをいふと、古事紀に醜女の字を假用ひられ
 り地下の鬼女をいふと、此語の訛也
 をばとさんとして、許女といふ
 黄泉軍とハ地下此鬼兵をいふなる
 人所引磐石也其石の極めて大なるをいふ此石今ハ信
 濃國諏訪郡ありと神代巻折み記出雲國風土記
 引て出雲郡賀郷事ありと度るとハ日本紀の注ハ
 建絶妻之誓とえり事を私記ハ夫婦之義を絶
 つといふと、那通婦ハ婦を稱する
 の語よて那通婦ハ婦を稱する古事紀ハ千
 五百産屋を立ちと、伊賦夜坂ハ此事あり
 死して支葬處を避く古俗此事あり
 泉比良坂ハ別處所ありハ俗此事あり
 出雲國伊賦夜坂をいふハ俗此事あり
 くるを黄泉歸と、今も人の氣絶ハ蘇息ハ
 く、黄泉歸と、今も人の氣絶ハ蘇息ハ

其汚穢を以て此名を得たりと、又ハ濯灌て
 妖邪を祓除く祭り也、筑紫日向の橘小門の阿波伎原と
 ハ筑紫の九洲の檳榔原ハ日向の橘小門の阿波伎原と
 小所ハ此也と神代巻抄又ハ北にありハ日向の橘小門の阿波伎原と
 子其神跡なりと、今も人の氣絶ハ蘇息ハ
 時、古事紀ハ出雲郡賀郷
 古事記ハ出雲郡賀郷事ありと、今も人の氣絶ハ蘇息ハ
 此神のために神避ぬ由の一節心得ぬ共也
 あり言嗣をしるに、類猶多し盡く信ずるに足ら
 び其疑を闕せんハ此神を葬りし地也
 相傳ふ所異あるを記神道不測未知其實所
 聞已異として所注又異あり猶是如黄帝之冢處々不定
 也とあるせり、初ハ神避ませし地につきて出雲

國と伯耆國との界に葬りしを後改めて紀伊國熊野に
 遷葬^{ウツラ}りしり或ハ筑紫日向國なる神代の三陵を後に山
 城國葛野郡田邑陵の南原に祭^{マツル}りし此^{コト}も
 諸陵^{シヨウ}式^{シキ}ニ
 見ゆ此事^{コト}於^カ或ハ足^{タラシ}仲彦^{ナカヒコ}天皇を初ハ穴門國豊浦宮に殯^{ナシ}
 下に詳^{コト}あり
 歛^{ウツ}しまるるせしを後に河内國長野陵に遷葬^{ウツラ}りし事
 のおとくなるも知るべし
 仲哀^{ナカアハレ}天皇を遷葬^{ウツラ}りし
 又按^{アツ}ざるに舊事紀に足るし所日神月神素盞^{ニギハヤヒ}鳥神^{トリス}の生
 まりし^マりをえりし^シり三^ミ説^{セツ}ありまづ其初^{ハジメ}ハ伊
 井^イ諾^{ダク}伊^イ井^イ冊^{ソク}二柱の神共^{ニツチノカミ}日神^{ニギハヤヒ}月神^{ツキノカミ}素盞^{ニギハヤヒ}鳥神^{トリス}を生^ナまぬ
 ひしとえりし^シり所^{トコロ}今^{イマ}あ^リにえりし^シりごとく^シし

て次^{ツギ}ニハ伊^イ井^イ冊^{ソク}神^{カミ}神^{カミ}退^ヒりませし後に伊^イ井^イ諾^{ダク}神^{カミ}筑^{ツク}紫^{ムラサキ}日
 向^{ムカヒ}の橘^{キナ}小^コ門^{カド}檉^シ原^{ハラ}に禊^{スエ}へしたまひに左^{ヒダリ}の御^ミ目^メを洗^スふ
 時^{トキ}にな^ルる神^{カミ}の名^ナ天^{アメ}照^テ大^{オホ}御^ミ神^{カミ}右^{ミダリ}の御^ミ目^メを洗^スふ時^{トキ}に
 ま^ルる神^{カミ}の名^ナ月^{ツキ}讀^{ヨミ}命^{ノミ}並^ニに五^イ十^{ジュウ}鈴^{スズ}坐^マ伊^イ勢^セに齋^{イハヒ}大^{オホ}神^{カミ}と
 いふ御^ミ鼻^{ハナ}と洗^スふ時^{トキ}にな^ルる神^{カミ}の名^ナ速^{ハヤ}素^ス盞^{ソク}鳥^{トリス}尊^{ミコト}出^イ雲^{クモ}國
 熊^{クマ}野^ノ杵^キ築^{ツキ}神^{カミ}宮^{ミヤ}に坐^マしまし又^{マタ}次^{ツギ}ニハ左^{ヒダリ}の御^ミ手^テに白^{シラ}銅^{ドウ}鏡^{カガミ}
 をとり^トり^マし時^{トキ}にな^ルる出^イる^マる神^{カミ}を大^{オホ}日^ヒ靈^{レイ}尊^{ミコト}といふ右^{ミダリ}の
 御^ミ手^テに白^{シラ}銅^{ドウ}鏡^{カガミ}をとり^トり^マし時^{トキ}にな^ルる出^イる^マる神^{カミ}を月^{ツキ}弓^{ユミ}の尊^{ミコト}
 といふ御^ミ首^{カビ}を廻^マらして美^ミ屨^ヒ摩^マ沙^サ可^カ利^リ爾^ニなり出^イる^マる神^{カミ}を
 素盞^{ニギハヤヒ}鳥^{トリス}尊^{ミコト}といふとえりし^シり此^{コト}より白^{シラ}銅^{ドウ}鏡^{カガミ}讀^{ヨミ}麻^マ須^ス美^ミ能^ネ
 加^カ々^カ美^ミと^トいふ美^ミ屨^ヒ摩^マ沙^サ可^カ利^リ爾^ニなり出^イる^マる神^{カミ}を

沙可利ハ舊事紀に顧躬之間の字を假用ひらき日本書紀注まこと此は御ふしをめぐりてかへり見たまふの間にと後の兩説による時ハ日神月神素盞烏ツクノ神ハ伊弉册神の生ぬしし御子に也あはれ古事記ハ此三柱乃御子ハ伊弉諾神左右の御目と御鼻を洗ふ時になりぬふとつふ事舊事紀第二の説此ごと日本書紀ハ舊事紀第一の説のちとくにしるされて其注ハ後の兩説を志るされたり舊事紀日本書紀ハに足るし所ハ上世より言嗣し所同じかろざきバその疑を傳へる代わる義あるべし此ハの事すでにかくのことし其餘のるども盡く論ずるにまらべうらん

伊弉諾神功既イハノ至り徳イハヒも又大き也天アメは登りて報命ウケノミしぬひ日之少宮ヒノシロミヤに留り宅ウチたまふ又幽宮カクレミヤと淡路洲フナトシは構りて長く隠カクレましぬオモ事記コトヅケハ此大神の長く隠カクレましオモせし所トコロなり古事記コトヅケハオモ見えミ功イハヒあはにハ拳等コノと讀み徳イハヒこゝに也伊幾保比イキホヒと讀むといふ功イハヒの字よのつねツネを讀み伊佐袁斯イサヲシといふ舊事紀日本書紀ハに此神の御事を功既イハヒに至りぬとも又ハ神功既イハヒは畢ハヒりぬとも又えとれを伊佐奈岐イサナキと號ナヅケしまいしハその伊佐袁斯イサヲシおとしませしオモふと終ハヒるオモふ似ニたり報命ウケノミとハ最初天神の命と以て事依し賜ひし事のその

功既ををりぬるを報し申されしをいふぬり少宮讀
で倭柯美野といふと又えまり日本書紀注日之少宮其處所
不詳天又登りて留り住ませし所と又えこまは其處所
の高天原にありしハ疑ふべうら幽宮ハ加久禮能美
野と讀むといふ淡路洲ハ私記ハ此洲ハ最初ニ生出し
たひし所なきバ終りにも又かくれぬふこまハ終始を
同じくまこまの義也と又えこり延喜神名式ハ淡路
國津名郡ハ淡路伊佐奈伎神社坐ハ即其幽宮をいふる
るべし長隱と丸か孫て此宮を構りたまひしに神退ま
せしにいつりて其ところに葬まつるをいふに似こり

あ終よりそら素盞鳥神年すでにまけてハ握鬚髯心前
至るまで常に啼泣て怒り恨む伊弉諾大神みことのりし
て何によりての事依せし國をバまらばてかく泣つと
のこまひしに妣の國根乃堅洲國に罷らんとおめふら故
に泣つと答へぬひしあバ大きに愈怒りてさうバ汝ハ
此國又住むべからんとのこまひて神夜良比爾夜良比給
へり此時に父の大神ハ淡海の多賀坐しまりけるにさ
らハ天照大御神をえまめらせて後に罷りなせと請申さ
きしによりてみことつりしてゆるしとほひきこれ旧事紀古事記
まよりてしるんとこはなり日本書紀にハ此神の暴怒
まよしけるを以て父母ニ柱の神つひに逐りれしと記

なまじりさうの伊弉册神いよこ神退た
マハざてし時のこと也心得るまじり

ハ握鬚、髯心前至とハ其年の既に長したまひしを
いへるおり此神いなる事を怒り恨みあまひとい
ふ事詳なるは此の國に罷らんと言ひしは據りて又
時ハ御母乃神此御事によりて父の大神を恨みたり
もつりしごとくはつゆる歎事依せる國を去らばとハ
最初ハ此神ハ天下の事と言依し賜ひしと見えこり
き此國ハ伊弉册神の御國也根の堅洲國ハすおつち根
國也堅洲國とハ傍國といふに同じかるべし
仁天皇紀
ゆえ舊説ハ根國ハ黄泉の名也地下をいふ由見えこり

纂疏心得らまじ根の堅洲國とハ出雲國とまじりふに似

こり伊弉奈彌命彼國におりハはせしるハ彼國の風土

記るも見えこり古語ハ山を根といひたり萬葉集抄

り富士根筑波根越の自根上世の時に根國といひしを
なといふ即古の遺言なり

後山陽山陰の國といふ古今此言同どる糸とまじり

如所異なるにまあるは淡海の多賀ハ即今近江國犬上

郡多賀郷也まじり田可とも多何ともまじり延喜式

に近江國犬上郡多何神社と見えハ此大神の坐せし

神跡也淡海の字舊事紀ハ淡路と見えハ傳写の誤れ

るなり古事記ハ淡海とまじり夜良比ハ上古の語

古史通卷之一

驅逐事をかくいひ也

... (Faint bleed-through text from the reverse side of the page) ...

古史通卷之一終

